

(別紙)

学校生活管理指導表記載のポイント (食物アレルギー・アナフィラキシー)

○症状誘発歴がもっとも診断の参考になります。

- 何をたべて
- どれくらいの時間で
- どのような症状がでたか
- はじめての症状誘発はいつか
- もっとも最近の症状誘発はいつか

明らかな即時型反応の誘発歴(例えば、卵をたべて2時間以内に、蕁麻疹、咳がでるなど)があり、これに一致して、特異的IgE抗体が陽性の場合、ほぼ診断は確定的です。

逆に、特異的IgE抗体が陽性であっても、食べて(通常量を)症状がない場合には、食物アレルギーとは言えません。

○症状誘発閾値は個人により異なりますので、どの程度まで食べることができるのかについてもご記載いただきますと、学校が重症度を理解する助けになります。ただし、それぞれに摂取閾値で異なるメニューを給食で準備することはきわめて煩雑で事故につながりますので、給食での対応は原則、除去か除去しないかの二者択一となります。安全を最優先するためです。

○微量摂取で症状が誘発される場合、アナフィラキシーの既往がある場合は、学校生活で特別の配慮が必要となりますので、その旨、学校現場にわかるよう、「その他の配慮・管理事項」にご記入ください。

○特異的IgE抗体が陽性で、未摂取(これまで一度も食べたことがない)場合は、当面は除去を指示することとなりますが、摂取可能なこともありますので、機会をみて、経口負荷試験(ご施設で難しい場合は、実施している医療機関へご紹介)等で確定することをお勧めください。